

佐伯市議会議会運営申し合わせ事項新旧対照表

新（改正後）		旧（改正前）	
●第6章 発言		●第6章 発言	
自由討議	(1) 委員会審査・調査において_____は、<u>質疑のない議題を除き</u>委員長の発議_____により<u>自由討議を開始する（ただし、委員の動議により行うことを妨げない）</u>_____。 (2) 自由討議を行う際、執行部を退席させて行うか、在席のまま行うかは、当該委員会の判断に委ねる。 (3) 自由討議を行うときは、委員相互の意見を尊重（互譲）し、自己と異なる立場の議員を批判するような言動は慎み、真摯な討議に努めるものとする。 <u>※自由討議は委員相互間の意見の交換であり、委員の意欲的参加を促すとともに、対立をやわらげ、共通の意見を生み出すなど、議案の発議や修正の契機ともなる。</u>	自由討議	(1) 委員会審査・調査における<u>自由討議</u>は、_____委員長の発議又は委員の動議により_____行うものとする。 (2) 自由討議を行う際、執行部を退席させて行うか、在席のまま行うかは、当該委員会の判断に委ねる。 (3) 自由討議を行うときは、委員相互の意見を尊重（互譲）し、自己と異なる立場の議員を批判するような言動は慎み、真摯な討議に努めるものとする。 _____ _____ _____